

国土強靱化基本計画の 見直しについて

平成30年4月
内閣官房国土強靱化推進室



基本計画見直しの進め方(法定手続き)について

- 基本計画の見直しは、国土強靱化基本法第17条第1項(①～③)、同第10条第3項(④)に定める次の手順で行う。
- また、同法第17条第7項に基づき、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴く。
- 概略スケジュールは以下を想定する。

政府の
国土強靱化推進本部
(5月～6月)

①脆弱性評価の指針 本部決定

*基本法17条1項

都道府県、市町村、
学識者、関係団体等へ
の意見聴取

*基本法17条7項

7月中

②脆弱性評価の実施

*基本法17条1項

③基本計画の案の作成

*基本法17条1項

パブリックコメント実施*

*法定ではない

平成30年内
目標

④基本計画の閣議決定

*基本法10条3項

脆弱性評価の指針について(国土強靱化推進本部決定)

○国土強靱化基本計画の見直しの案の作成に当たり実施する脆弱性評価(※1)の基本的事項(※2)を定めるもの。

※1 脆弱性評価:起きてはならない最悪の事態の回避に向けて、現状を改善するための課題、推進すべき施策を分析・整理するもの

※2 脆弱性評価の基本事項:評価の方法/想定するリスク/目標、起きてはならない最悪の事態/施策分野/脆弱性評価を行う上での視点/評価の手順 等
国土強靱化推進本部にて決定(国土強靱化基本法第17条第1項および同条第8項)

1. 評価の枠組み

①大規模自然災害をリスクとして想定

②45の「起きてはならない最悪の事態」の見直し

現計画策定以降の社会情勢の変化や地域計画におけるリスク想定等を勘案し、「起きてはならない最悪の事態」について、次のような追加・見直し

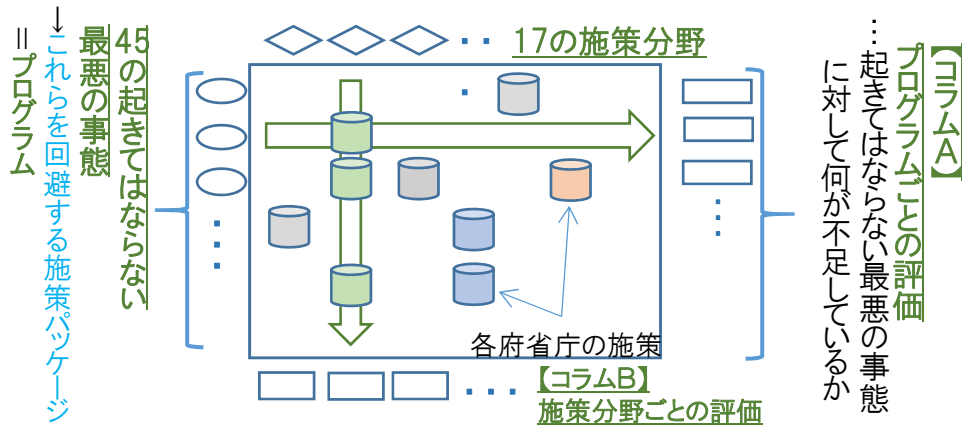
- 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
- 劣悪な避難生活環境、被災者の健康管理の不全による多数の死者・病症者の発生
- 有形無形の文化の衰退・喪失
- 事業用地の取得が進まず、復興が大幅に遅れる事態

③17の施策分野

○個別施策分野は従来と同じ12分野を設定。

○横断分野は見直しの結果、以下の5分野を設定。

- 1.リスクコミュニケーション、2.人材育成(追加)、3.官民連携(追加)
- 4.老朽化対策、5.研究開発



2. 実施方法

・45の起きてはならない最悪の事態(プログラム)を想定した上で、17の施策の分野について評価を行う。

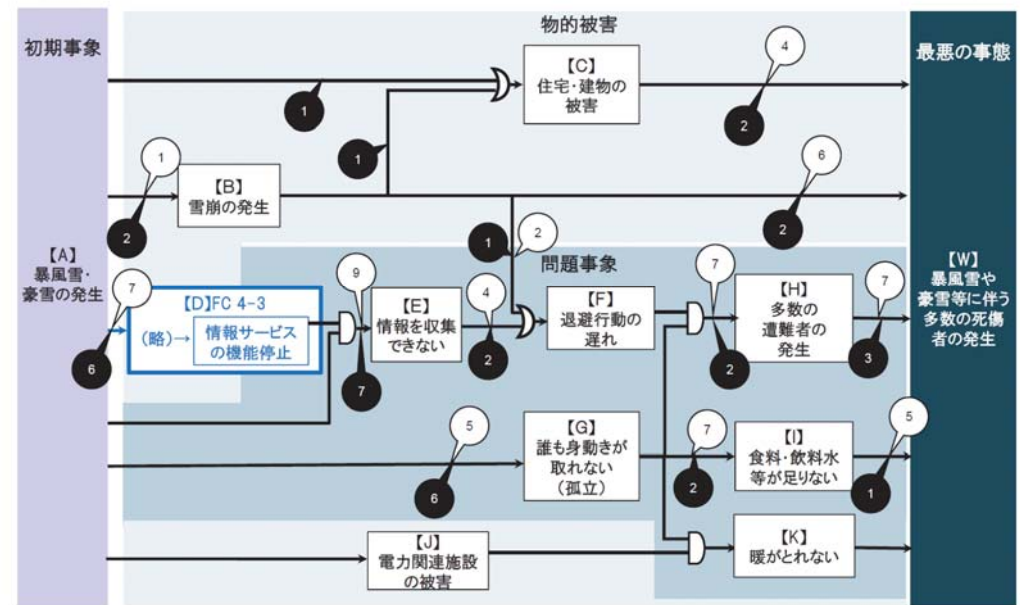
・「起きてはならない最悪の事態」がどのようなプロセスで起こりうるのかについて論理的に分析したフローチャートを作成し、リスクシナリオの「見える化」を行い、現状の国土・社会経済システムの脆弱性と施策の脆弱性を総合的に分析・評価する。

・平成30年7月中を目途に評価を実施する。

フローチャート(イメージ)

例)暴風雪・豪雪が発生した際に、それにより多数の死傷者が発生するまでのプロセスを分析したフローチャートを作成し、その事態の発生を断ち切る施策の実施状況を見える化

「(1-6)暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生」のフローチャート



《参考》脆弱性評価(予備)評価結果について

1. 脆弱性(予備)評価について ★平成29年度に実施

- (1) 基本計画の見直しに係る法的手続きに則って行う基本計画の見直しに先立ち、これまでの国土強靱化に関する取組を振り返るとともに、現状に関する概略・予備的な調査を行うため、脆弱性(予備)評価を実施してきたところ。
- (2) 脆弱性(予備)評価では、法定手続き同様に「脆弱性評価の指針(たたき案)」と同様の指針を定め、関係府省庁で連携して調査を行い、適切に評価が可能であることを確認できている。

2. 脆弱性(予備)評価の結果の概要

(1) フローチャート分析について

「起きてはならない最悪の事態」がどのようなプロセスで起こりうるかをフローチャートで「見える化」し、その回避に向けた現状の施策の組み合わせ等を整理し勘案しながら、脆弱性の分析を行った。結果、次のような事等が明らかとなった。

- 45の「起きてはならない最悪の事態」を回避するプログラム間の相互関係が整理され、交通、通信関連など、他の多くのプログラムへ影響を与えるものがある。
- 住宅・建物の倒壊、災害リスクの高い場所への人口集中など、最悪の事態に至るプロセスに頻繁に関与する事象がある。

(2) 総合評価のポイント

脆弱性(予備)評価全体を通じた、現状の国土・経済社会システムの脆弱性とそれに対する施策の脆弱性主な脆弱性のポイントは、次のような事項であった。

- | | |
|----------------------------|--|
| 1) 国土利用、産業構造の脆弱性についての対応が必要 | 4) リダンダンシーの確保とBCPの策定・実効性担保が必要 |
| 2) 発生頻度や被害の甚大さについて、調査研究が必要 | 5) よりよい復興(Build Back Better)を意識した備えが必要 |
| 3) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要 | |

(3) 脆弱性評価に関する今後の課題

脆弱性(予備)評価結果を振り返り、今後の基本計画見直し及び基本計画の推進に向け、次の点が課題として残された。

- フローチャート分析結果の活用
- 指標の活用

意見聴取について

○ 次の案で行うことを予定している。

1. 意見聴取先

- 現行の基本計画策定時に行った意見聴取に準じ*、次の方々に意見聴取を行う。

法第17条第7項の規定	意見聴取先
都道府県、市町村	全都道府県知事、全市町村長
学識経験を有する者	ナショナル・レジリエンス懇談会各委員
国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者	<ul style="list-style-type: none"> • 4経済団体(日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、新経済連盟) 地方経済連合会(北海道経済連合会、東北経済連合会、北陸経済連合会、中部経済連合会、関西経済連合会、中国経済連合会、四国経済連合会、九州経済連合会) • 日本医師会、日本歯科医師会、全国社会福祉協議会 • 全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、全国土地改良事業団体連合会、全国森林組合連合会、大日本水産会 • 全国消費者団体連絡会

*現行の基本計画策定時においては、任意と法定の2度意見聴取をしており、上記のうち4経済団体は任意と法定の両方、地方経済連合会は任意のみ、その他は法定のみ対象としている。

2. 意見聴取期間

- 脆弱性評価に先立ち、平成30年5月上旬の配布、回答期間4週間程度を予定する。

3. 意見聴取項目

- (1) 国土強靱化の推進全般について
国土強靱化に関連する分野における課題と考えられることについて、幅広く意見を伺う。
- (2) 重点化すべきプログラムについて
新たな45の「起きてはならない最悪の事態」を回避する施策群(プログラム)のうち、重点化すべきプログラムについて伺う。

4. 意見の取り扱い

- 意見については、7月を目途にとりまとめの上、当懇談会資料として提示する。
- 内閣官房及び関係各府省庁において、脆弱性評価及び基本計画の検討に際し、参考とする。